

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区潮見一丁目6番2号

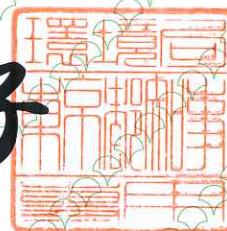
氏名 株式会社日本協力
代表取締役 川上 和章

webダウンロード用
COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 9月17日

許可の有効年月日 令和 9年 9月16日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおりに）
 - ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)
 - イ 熔融 : 廃プラスチック類 (以上1種類)
 - ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず (以上4種類)
 - 圧縮 : 金属くず (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

- (1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第1工場）
- (2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第2工場）

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から19時までとし、施設稼働時間は8時間とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 14年 9月 17日 新規許可
令和 4年 9月 17日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 (裏面あり)

都認定番号:5-20-C0077

産廃エキスパート



東京都

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第1工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず (スチール缶)	3.60 (t/日)	—	平成24年 2月20日	—	—
	金属くず (アルミ缶)	1.20 (t/日)	—	平成24年 2月20日	—	—
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	4.16 (t/日)	—	平成30年 12月21日	—	—

(2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号 (第2工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	76.5 (t/日)	67.7 (t/日)	平成19年 6月6日	—	—
	紙くず	69.2 (t/日)				
	繊維くず	28.4 (t/日)				
	金属くず	21.9 (t/日)				
溶融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.40 (t/日)	—	令和 元年 6月4日	—	—
破砕	廃プラスチック類	2.58 (t/日)	6.96 (t/日)	平成27年 3月23日	—	—
	紙くず	3.44 (t/日)				
	木くず	3.12 (t/日)				
	繊維くず	2.99 (t/日)				
	金属くず	8.60 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9.70 (t/日)				

(以下余白)